



「特別支援教育」 がスタート

障害児一人ひとりの
教育ニーズに対応

文

部科学省では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童生徒に対する指導のあり方について調査研究が進められていました。

この最終報告では、「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への

転換を図る」ことが示されました。

このことによって、障害のある児童生徒への教育の考えについて、転換が求められ、その結果平成19年度から、「特別支援教育」がスタートすることになりました。

特別支援教育とは

これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

今までは……

現在、障害のある児童生徒に対する教育は、大きく3つの仕組みで行われています。

- ① 盲・聾・養護学校
- ② 特殊学級（普通小・中学校に設けられる）
- ③ 通級指導（通常の学級に在籍しながら一部通ってくる）

特別支援教育への 転換する背景は

近年、全国的に各学校では、盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める比率は増加する傾向にあります。また、LD

D（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、文部科学省が平成14年に実施した全国実態調査の結果では、約6％程度の割合で通常の学級に在籍している可能性が示されています。

特殊教育を取り巻く最近の動向として、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、より軽度の障害のある児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、ノーマライゼーションの進展などが進んでいます。

どのように 取組んでいくのか

文部科学省の最終報告では、柔軟で弾力的な制度の再構築、教員の専門性の向上と関係者・機関の連携による質の高い教育のためのシステム作りをめざして主に次の提言がされました。

- ① 障害のある幼児児童生徒一人一人について個別の教育支援計画を作成すること。
- ② 盲・聾・養護学校はもとより小・中学校に特別教育支援コ

ーディネーターを置くこと。
③ 行政部局間の連携のための広域特別支援連携協議会を都道府県に設置すること。

④ 地域における障害のある児童生徒の教育のセンタ儿的な役割を果たす学校としての盲・聾・養護学校を特別支援学校に転換すること。

⑤ 小・中学校における特殊学級や通級の指導の制度を、通常の学級に在籍した上で必要な時間のみ、「特別支援教室」の場で特別の指導を受けることを可能とする制度に一本化すること。

洞爺湖町の学校では 今後どのように 取組んでいくのか

町内の小・中学校の特別支援教育の推進を円滑に進めるために、心身に障害のある児童生徒の適切な就学指導を行うための町就学指導委員会の中に、関係機関や地域の連携協力を図るための「特別支援連携協議会」を設置しました。小・中学校並びに高等養護学校のコーディネーター、保健師、専門職員などで構成される「町の専門家チーム」が、学校では具体的な個別教育